

杉並区立浜田山小学校「いじめ防止対策基本方針」

この基本方針は、いじめ防止対策推進法の制定、東京都及び杉並区いじめ防止対策推進基本方針を受け、人権尊重の理念に基づき、浜田山小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定する。

1 取組の基本姿勢

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にもいつでも起こりうるとの認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組むこととする。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、未然防止に取り組む。

解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図る。

2 いじめ対策のための「いじめ防止対策委員会」の設置

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、その他校長が認める者からなるいじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、必要な場合は外部委員を講師に招き、研修会や意見交換を行う。記録は、生活指導部員が輪番で行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組（別紙）

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いがあると認める場合。
- ・一定期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの事態が発生した場合。

(2) 重大事態への対応

- ・学校は、重大事態が発生した場合、済美教育センターSAT・教育委員会へ速やかに報告し、指導・助言を求める。
- ・事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査等に協力し、組織的な取組を徹底する。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、高井戸警察署等と連携して対処を図り、対応する。

5 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、児童の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言・指導を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

6 教育調査の実施

教育調査においては、保護者へのアンケート調査を区が行い、結果を次年度の取組に役立てる。

※いじめ防止対策基本方針（別

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み

（１）いじめの未然防止

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- ③ 学校評価による検証と基本方針の見直し
- ④ 日々の授業を通して
 - ・「浜小スタンダード」を活用し、お互いが楽しく気持ちよく学習したり生活したりするために、学校のルールを守らせる。
 - ・人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す。
 - ・一人一台専用タブレット端末やインターネットの使用によるいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童に正しく理解させるとともに、自ら考え判断し、危険を回避する能力を身に付けさせる。
 - ・「総合的な学習の時間」で、心の教育に関する単元を設定し「考え議論し、発信する」授業を通して、心の育成をはかる。
- ⑤ 道徳の授業を通して
 - ・思いやりの心や、児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった、命を大切にすることを育む。
 - ・道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
 - ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。
 - ・道徳授業地区公開講座や「心の教育」授業地区公開講座を通して、地域全体が連携して子どもたちの豊かな心を育てるようにする。
- ⑥ 特別活動の取組を通して
 - ・よりよい集団活動を通して学校・学級活動への所属感を高め、児童の自治的・自主的な態度を育てる。
 - ・児童会活動・クラブ活動を通して、豊かな人間性と社会性を育てる。
- ⑦ 学校行事を通して
 - ・児童の発想・発信を効果的に取り入れることにより、児童の自主性・協調性を育む。
 - ・体験活動を通して、公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な知恵や技能を身に付ける。
 - ・多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童が生き生きと学習したり活動したりする活動を見てもらう機会をつくる。
- ⑧ 各家庭での取り組み
 - ・自分の子どもに関心を持ち、日頃から積極的に会話をすることで、子どもの変化に早期に気付く。
 - ・よいこと、悪いことに対して毅然とした態度で接したり、相手の立場を大切にすることを教えたりする。
- ⑨ 地域での取り組み
 - ・「地域の中で子どもは育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し、地域の教育力を高める。
 - ・子どもたちへの積極的な挨拶や、保護者への地域行事の参加の呼びかけをする。
 - ・気になる子どもの言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する。

（２）いじめの早期発見（「いじめ防止対策委員会」を核として対応する。）

- ① スクールカウンセラーによる相談体制の充実・状況把握
- ② 児童へのいじめについてのアンケートの実施（６月、１１月、２月）
- ③ いじめに関わる情報の収集、分析、指導方針の分析
- ④ 情報のファイリングと共有（黒パソコン／共有／個人情報保存用／７０）
- ⑤ 学校だより、ホームページ内の校長だよりを通じた、学校の取組の発信と情報の収集・共有

(3) いじめの早期対応（「いじめ防止対策委員会」を核として対応する。）

- ① 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、児童の安全を確保するとともに、管理職に報告する。
- ② 速やかな対応策を検討し、実施する。
- ③ 児童とその保護者に対する支援を行う。（スクールカウンセラー等を活用したケアも含む）
- ④ 児童等に対する指導とその保護者に対する助言を行い、組織的・継続的な対応を行う。
- ⑤ 必要に応じて、関係機関と連携し対応する。